

375

平成二十九年六月八日提出
質問第三七五号

国家戦略特区における利子補給に関する質問主意書

提出者

逢坂

誠

二

国家戦略特区における利子補給に関する質問主意書

いわゆる国家戦略特区東京圏において平成二十八年八月三十日に計画が策定された「指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の特例」（以下、「本特例」という。）は、同年九月九日に認定されたと承知しているが、これらについて疑義があるので、以下質問する。

- 一 本特例実施にあたつての根拠法令と具体的な条文を明らかにされたい。
- 二 本特例の利子補給の内容、及び期間を具体的に示されたい。
- 三 本特例の対象となる団体名、借入金事業の内容、借入金元金額、借入金利率を、具体的に明らかにされたい。
- 四 本特例によつて、国費で補給する対象となる利子の総額を示されたい。
- 五 本特例による利子補給金の支出会計の名称、款項目節などの予算支出科目を明らかにされたい。
- 六 本特例は複数年度にわたつて利子補給を行うものと承知しているが、この支出は、国庫債務負担行為として予算に計上されているのか否か。政府の見解を示されたい。
- 七 国家戦略特区制度の下で、本特例を実施する理由は何か。政府の見解を示されたい。

八 国家戦略特区において、本特例以外に、これまでに利子補給金の特例を認定した例はあるのか。具体的に示されたい。

九 三および四に関連して、公開できない項目がある場合、その理由を具体的に示されたい。
右質問する。